

令和5年度 市政運営の指針



福岡県福津市

令和元年9月、福津市は、市民参画による複数回の「未来づくりワークショップ」及び「市民会議」の経過を経て、市の第2次総合計画である「福津市まちづくり基本構想」を策定しました。これは、平成29年3月より市長に就任した私が、この年の6月議会で明らかにした「所信表明—対話を重視した市民参画によるまちづくり基本指針—」の実行でございました。市が追い求めるまちの将来像を掲げた総合計画の策定は、できるだけ多くの市民による参画「対話」によるべきとの強い私の決意でありました。この「福津市まちづくり基本構想」では市の将来像を「人も自然も未来につながるまち、福津。」とし、この間、さまざまな分野において、これをふまえた取り組みや事業を行ってまいりました。同時にこの基本構想は、令和元年7月に内閣府より本市が認定されたSDGs（持続可能な開発目標）未来都市計画と密接にリンクしたのもであり、「時代の変化を乗り越えて、将来にわたって持続可能な魅力あるまちづくりを進めていく」という本市のまちづくりに対する強い思いを表しています。

あわせて、国が平成26年から「地方創生」として、地方から活力ある日本社会を創っていくという取り組みを進める中で福津市も、まちのなりたちや発展の歴史に耳を傾け、あらためて、福津の魅力、強み、資産を生かし再生し、しっかりと自律した地方公共団体の行政経営、市政運営を自覚するためのビジョンでもありました。

これらの実現のために、市長就任2期目の4年間で具体的に実行すべき内容については、令和3年6月議会での所信表明「福津市まちづくり指針」としてお示しし、この間2年が経過しておりますが、本年度は第2期所信にもとづく市政運営の3年目にあたり、特に重要な年であります。この「まちづくり指針（所信表明）」の計10の項目に沿い、これまでの取り組みの状況と今後の展望について、まずは述べさせていただきます。

1. コロナ対策

ロシアのウクライナ侵攻により「原油価格・物価高騰等緊急対策」が加わった「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のこれまでの活用についてです。

市内の農水産業・商工業への支援としては、地域振興券である「ふくつペイ」や「リフォーム工事券」の発行、キャッシュレス決済での「ポイント還元」などによる消費喚起、原油価格高騰の影響を受ける事業者への補助金、新規創業を含む新しい事業活動への支援、雇用の維持や事業の継続のための中小企業診断士などによる相談窓口設置などを行ってまいりました。また、市内の子育て世帯への支援としては、これまでに子育て応援券や農業支援にもなる子育て応援米などの支給をしており、現在は「こども・若者応援券」の給付に取り組んでおります。

加えて、感染防止対策としての小中学校のトイレ洋式化、市内産直へのキャッシュレス決済システムの導入など、多方面からコロナ対策に取り組んできましたが、活力と対話のある開かれた行政の実現に向け、今後も市民ニーズに沿った支援に取り組んでまいります。

2, 経済・産業が元気なまち

「まちづくり基本構想」では、前計画（福津市第1次総合計画）にはなかった「観光」を新たな柱としています。

この「観光」を先に述べたようなまちづくりにつなげていくために、地域商社「福津いいざい」の設立に続き、福津市まちおこしセンター「なごみ」を拠点とした観光地域づくり法人「ひかりのみちDMO福津」を設立し、本市の経済活性とシビックプライドの醸成につながる「観光ブランディング戦略」の構築とともに、着地型観光商品の開発やプロモーション事業に取り組んでいます。

本市は、これまでも全国公開された映画「巫女っちゃん」や2度の「竜王戦」、JALUX、ANAあきんど、山口油屋福太郎などとの商品開発をはじめ多くのプロモーション活動を行ってきました。今後も引き続き、市のPRにつながる機会を逃さず、次のチャンスにつなげていく努力を続けてまいります。

また、市内の中小企業事業所に対して、事業承継・経営改善、創業支援を行っておられる商工会と連携し、福津市独自の中小企業振興条例制定に向けて取り組んでまいります。

農業施策につきましては、福津市の基幹産業である農業を支える視点から、昨年度、農業者支援、農業環境の整備を掲げ農林水産課を新設し、農業者に寄り添った農業振興に努めています。

現在の農業が抱える課題の一つに耕作放棄地の問題があります。課題が大きく行政だけで解決はできないと考えています。解消・活用へ国の施策や事例、むなかた地域農業活性化機構などの関連機関や農業者の意見をお聞きしながら一体となってこの問題を解消に向けて進めたいと思います。

また、人口は市街地に集中していますが、市の資産である農業に対する理解を深めていただくために、農林漁業体験実習館として建てられたあんずの里で、都市部と農業地域を結ぶ環境を整えていく検討に着手いたします。

3, 災害に強いまち

令和4年度に福津市独自の国土強靱化地域計画を策定し、合わせて地域防災計画も改

訂しました。新年度につきましては、災害の種別として最も危惧され、可能性の高い豪雨への備えとして「福津市雨水管理総合計画」の策定の準備に取り組んでまいります。

4, 孤立させない共生のまち

コロナ禍でさらに顕在化した、社会的弱者（子ども、高齢者、障がい者及び3障がい）に分類されなくともこれと近似する方々、そして生活困窮者）に対し、公的サービスが届くよう、体制の強化を図るべくこども課内に設置した「子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）」に加え、新年度には市社会福祉協議会への委託方式による「基幹相談支援センター」を設置し、市民のニーズにしっかり寄り添い対応できる体制を確保してまいります。

5, 安心して子育てができるまち

子育て世代の増加という本市にとって誠に有難い状況に 대응べく、市長就任の前半期は特に小規模や企業主導型を含む保育所の整備を行ってまいりましたが、希望の保育園に入れないなどの待機児童対策については、継続的に取り組むべき重要な課題と考えます。

新年度は特に、保育の質の向上と合わせて保育士の人材確保策を図り、認可保育所での児童受け入れ数を増やすことに力を入れてまいります。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制として、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）」のさらなる充実を図ります。地域やNPO法人などの民間子育て支援団体との連携を強化するとともに、フクスタなど市の施設の活用を促進し、子育て世代のニーズにマッチした事業の展開を図ります。

新年度より「こども家庭部」を設置し、民間や地域ですすでに取り組んでいただいている子ども食堂など子どもの居場所に関することにも共働して取り組んでまいります。

6, 都市計画マスタープランに定めた市内3拠点の整備

平成30年に策定した第2次福津市都市計画マスタープランの中で地域拠点に位置づけている東福岡駅周辺地区と津屋崎地区について、市民参画による計画の策定や、実施計画の中で着手が決定している事業の実施を新年度も順次進めてまいります。津屋崎地区については観光拠点との位置づけをさらに深化させるべく、津屋崎千軒とその周辺エリアに点在する観光資源や公共施設等との連携を図り、面的な広がりイメージした観光活性化に資する事業展開を検討してまいります。

「福津市まちづくり指針」の中で述べている、都市計画マスタープランの中心拠点である福間駅周辺地区については、JR福間駅みやじろがビーチや宮地嶽神社への来訪者が降り立つ市の玄関口であること、また、駅前商店街やスーパーが集積するエリアであることから、歩行者や高齢者が安全、快適であると感じていただけるよう、災害時も想定した無電柱化を含む道路環境整備に取り組んでまいります。

7. 教育環境の整備

福津市では「コミュニティ・スクールの推進」を教育の柱に据えています。コミュニティ・スクールでは、地域学校協働活動により学校・家庭・地域が連携・共働して子どもたちの学びや育ちを支える教育活動を推進することも重要です。新年度は、地域学校協働活動の中核となる地域コーディネーターや統括地域コーディネーターの活動をさらに進めます。

学校施設の面では、新設小学校の建設と、教室不足となる見込みの学校の校舎増築に引き続き取り組みます。

8. 課題に立ち向かう力強い行政組織の構築

実は第1次福津市総合計画（平成19年度～平成28年度）でも打ち出されてはいましたが、2つの町による対等合併特有の職場体質融合の課題、国が求める職員適正化計画という名もとの職員削減や、人口が増加している一方で自治体職員が担う事務量の増、市民が求める職員のスキルアップ、地方創生の時代にもとめられる市役所機能の見直しなど、組織力を生かした行政経営システムの再構築は急務であり、本格的には令和3年度より、外部アドバイザーによるコーチングを受けながら、まちづくり基本構想を推進していくための施策の体系整理と人材育成基本方針の策定を令和4年度に行いました。令和5年度は、DXを活用した業務効率化も含めた市役所が行う仕事、生産性の向上を図るべく、これまで整理した施策の体系とリンクした人材育成基本方針の本格的運用を、市役所内組織改編で新設する経営企画部経営戦略課（仮称）と総務部人事秘書課（仮称）が連携し取り組みます。

9. 地域コミュニティの検証

まちづくり指針に沿って今年度から「共働推進会議」を招集し、郷づくりをまわっていただくこと等により、地域予算制度の見直しと自治会と郷づくりの条例での位置づけを検討する2年目に令和5年度はなります。郷づくりや自治会制度につきましても、現在の体制を維持していただきながら、市民の力が集積しやすい、そしてより身近に感じ

られる体制の整備につとめてまいります。

おもに自治会にお願いしている地域分別収集は、粗大ごみの取り扱い（有料化）について大きな見直しを予定していることから、現在、地域の意見をお伺いしておりますが、この運用においては最大限の配慮を行い実施してまいります。

10、豊かな自然の保全と文化・歴史の継承

令和元年度に内閣府よりSDGs未来都市に選定されたこと、そして、昨年12月にゼロカーボンシティを宣言いたしましたので、環境保全と排出炭素の削減が連関した事業について、周知に努め、体制を整えていきます。

福津市環境基本計画、まちづくり基本構想、SDGs未来都市計画に掲げた「人も自然も未来につながるまち、福津。」のさらなる推進のために、毎年の福津市環境フォーラムや環境シンポジウムでご協力いただいている団体や地域、市内事業者と連携し、福津市の自然環境の保全に取り組みます。

次に、この「指針」の中で述べさせていただいている重点施策をよりよく未来につながる形で実行するためにも、私も含めた管理部門職員や管理職らと共有した、基本構想実現のための重要事業選択に係る問題意識をここでご説明いたします。

直近の国勢調査で人口増加率が全国6位であったことから分かるように、この10年弱で、本市の人口規模は、子育て世帯を中心に急激に増大しました。

平成29年の就任以降、福津市は、保育所、学童保育所、小中学校などの「子育て・教育施設の拡充」に優先的に取り組んでまいりました。また、医療や福祉の健全運営、道路や橋梁・公共施設などの安全性の確保、実用的な災害への備え、公園や図書館、文化・歴史・自然など豊かさの維持、国際情勢の影響による物価高騰の中では、本市の農水産業を守ること、それにより美味しく新鮮な農水産物を市民に供給し続けることなど、市民生活に直結する事項については、適正な財政運営の範囲で、常に「市民生活にとっての最善は何か」を考え、その選択に努めてまいりました。加えて、就任直後から市政に取り入れてきた歳入確保や認知度向上、関係人口を増やす取り組みなどは、市民生活の向上にとって間接的でありながらも大きな後押しとなると重きを置き、これは確実に前進させてまいりました。ふるさとづくり寄附金の額は、コロナ禍の令和4年度も6億円を越えることは確実で、市長就任前年のおよそ35倍を超える額となりました。

本市の人口増加傾向は、現在も続いておりますが、このように急激な人口の伸びを見せている自治体は全国では非常に稀であり、政府がようやく少子化対策に本腰を入れたか

にみえる今日ではあっても、その成果はまだまだ不透明、不確実、日本全体の人口減少の波が近い将来、福津市にも及ぶことに備え、福祉・教育など市政の運転資金である市税収入にマイナスの影響を与える急激なる少子高齢化を招かぬような環境整備を重点施策として取り組まねばなりません。

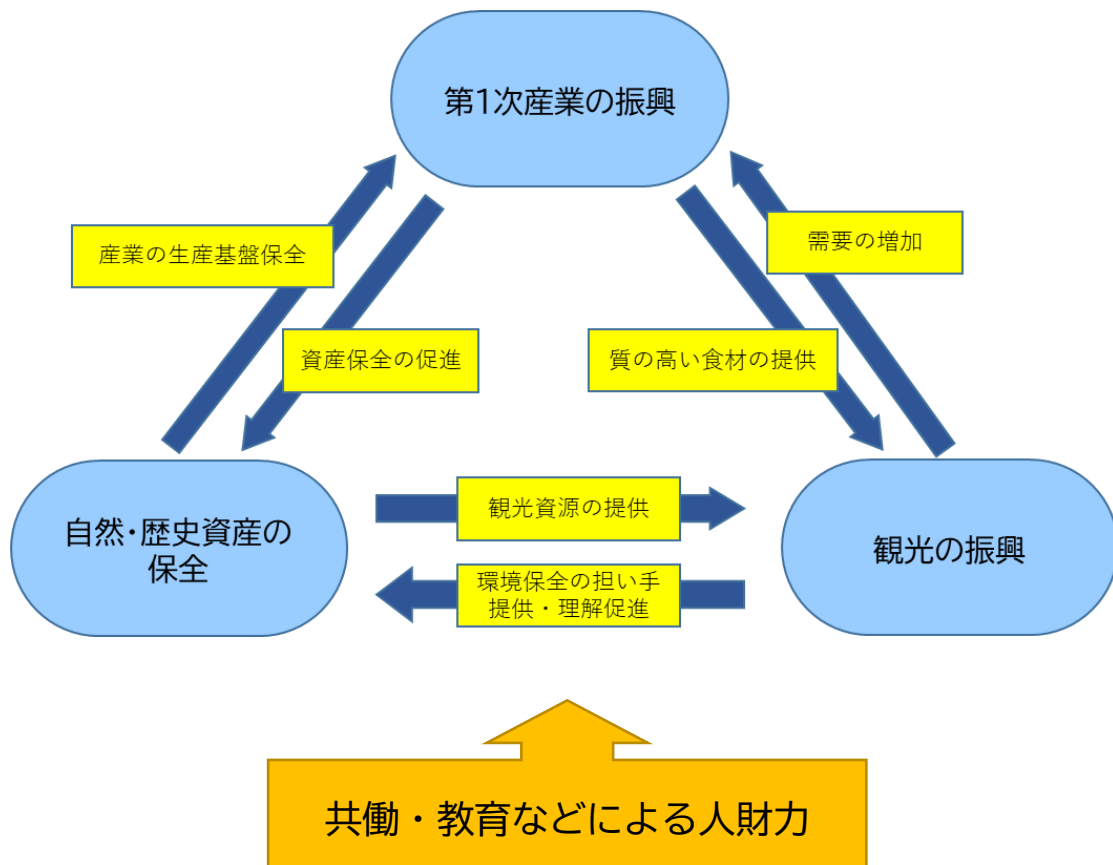
本市の住宅団地は、昭和35年頃に開発された原町団地、昭和40年頃開発の東福岡団地、昭和45年頃開発の宮司ヶ丘団地、昭和50年頃開発の若木台団地と星ヶ丘団地、昭和55年頃開発の光陽台1～3丁目、昭和60年頃開発の光陽台4～6丁目などがあり、開発の順に高齢化は顕著に表れますが、団地の立地や特性を鑑みての世代交代、つまりは子育て世代を呼び込む取り組みこそが重要であります。

本市人口の社会増減には、就学前後のお子さんを持つ子育て世代の方が、家を建てて転入し、成長した子どもたちは、高校卒業や大学卒業の時期に市外に転出するという傾向が顕著にみられます。また、戸建ての持ち家率が高く、生活利便性や交通利便性の高い地域では民間ベースで住み替えが進んでいる一方で、そうでない地域の住み替えペースは現在でも低調です。今後、これらの団地に限らず、地域の年齢別人口構成をできるだけ偏りのない分布にしていく取り組みにはさまざまな課題が伴いますが、この実現こそが、地域によって偏りのない、目指すべき地域特性を生かした均衡ある発展の定義であり具体像です。福津市にいつまでも住み続けたいと思っていただける市民の思いを大切にし、健康寿命に関する事業の推進や、地域・民間の取組を応援すること、そして、このまちを愛する人と自然、経済がいきいきと循環し続けていく環境整備を行うことが大切です。

また、これからも多くの方に定住先として本市を選んでいただくために、今後も重点的に取り組む必要があると考えているのは、「福津市のポテンシャルの向上と魅力発信」の分野です。本市はすでにさまざまなポテンシャルや魅力を持っていますが、それぞれを強化させ、効果的につなぎ、市外に発信することの狙いは、『元気で魅力溢れる福津市』を知ってもらい、訪れてもらい、触れてもらい、豊かな自然環境と利便性の高い生活基盤がバランスよく調和した本市の良さを実際に感じてもらうことにあります。観光と経済の好循環による活力は、本市全体の活力となり、子育て世代の継続的な転入へも繋がっていくと考えるからです。

本市の宝は、基幹産業である第1次産業、豊かな自然環境、そして日本の歴史を現在に伝える上質で貴重な歴史遺産の数々です。

私は、これらの価値を認識し、敬意を持って守っていく責務と、教育や観光の資源として連関性をもって活用し、得られた恩恵を再び第1次産業の振興や自然環境保全に生かす、そこに多くの人や団体、学校や企業が柔軟に関わっていけるしくみをつくり、そのような循環が将来にわたって切れ目なく続いていき、その循環によって市の活性化が進むような施策の展開を目指していくべきであると考えています。



以上をふまえ、持続可能なまちづくりを進めていくにあたっての令和5年度の取り組みを、まちづくり基本構想に掲げる7つのテーマ別目標像ごとに説明します。

1. 共育：誰もが「未来の創り手」として育つまち

基本方針1. 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する

基本方針2. 子育て中の親を支援する環境を充実させる

基本方針3. 豊かな体験を育み、社会に開かれた教育を推進する

核家族化の進行や社会状況の変化などにより、子どもやその親を取り巻く環境は複雑化・多様化がさらに進んできています。本市が子育てしやすいまちと実感していただくための取り組みは、未来の創り手の健やかな成長につながるとともに、今後も子育て世代の定住先として本市を選んでいただくためにも非常に重要です。

安心して子育てができるまちの実現に向けて、子育て世代包括支援センターが総合相談窓口として保健師や助産師による育児相談や産前・産後サポート事業などの子育て支援事業を通じて妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援や情報提供を行います。

また、政府が令和5年度に「こども家庭庁」を創設するのに合わせて、本市においても新たに「こども家庭部」を設置し、これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)において実施している相談支援等の取り組みに加え、子育てや子どもに関する相談を受けて支援につなぐためのマネジメントや民間団体との連携、多様な家庭環境等に関する支援の充実強化を図るために一体的な支援体制(こども家庭センター)の整備を進めていきます。

児童生徒に対する取り組みとして、子どもの育ちを地域全体で一体的に支えるコミュニティ・スクール事業のほか、円滑な学校生活を送ることができるよう、いじめや不登校に関する相談体制の整備、日本語の習得に支援を要する児童生徒への日本語能力を高める指導、発達障害など特別な支援を要する児童生徒に向けた取り組み、困窮世帯への支援などに取り組みます。

また、過大規模校対策として、新設校の建設をはじめ、教室不足となる見込みの学校の校舎増築、新設共同調理場の整備など、必要な教育環境の整備を進めていきます。さらに、過大規模校における水泳授業の民間委託を引き続き行うとともに、市立学校のプール設置の在り方や水泳授業の実施方法についても検討を行っていきます。

このテーマ別目標像に分類される具体的事業としては、引き続き「病児保育事業」「医療的ケア児保育事業」「育児相談事業」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事

業」「ひとり親家庭等相談事業」「母子家庭自立支援給付事業」「ひとり親家庭等日常支援事業」「地域子育て支援センター事業」「ファミリーサポートセンター事業」「子育て世代包括支援事業」「教育相談事業」「小学校・中学校要保護及び準要保護就学援助支援事業」「いじめ防止対策推進事業」「教育支援センター事業」「小学校・中学校日本語指導支援事業」「小学校・中学校通級指導教室事業」「発達支援事業」「障がい児保育事業」「特別支援学級等事業」「中学校特別支援教育支援事業」「地域学校協働活動事業」「家庭児童相談室運営事業」などです。

2. 地域自治：人がつながり活躍する共助と共働のまち

基本方針1. 郷づくりによる地域自治の推進を支援する

基本方針2. 郷づくりの担い手育成と幅広い市民参加を促進する

基本方針3. さまざまな個人や団体間の共働を推進する

本市では、市民グループによる自主的・主体的なまちづくり活動に対する支援を通じた市民活動力の向上や、高齢者の地域活動支援を通じた生きがいづくり・健康づくりを図ってきました。

今後のまちづくりを進めるためには、さらなる地域人材を発掘、育成し、さまざまな分野で共働することが欠かせません。そこで、令和4年度には市民共働を進める拠点として「福津市未来共創センター」を立ち上げました。この施設は、令和元年度に策定した「福津市SDGs未来都市計画」及び令和2年度に策定した「幸せのまちづくりラボ（仮称）実施方針」に基づき、多様な人材による共創のまちづくりを目指し、市民共働・公民連携を促進する中間支援機能を担うものです。多岐分野の市民活動、市民共働・公民連携に関する情報を一元化することで、さまざまな人材が活躍するまちの実現を図るとともに、市民をはじめとする本市に関わる人の幸福度向上に資するプロジェクトの組成などに取り組んでいきます。

また、平成19年度から取り組みが始まった「郷づくり」は、本市のまちづくりを進める上での大きな柱の一つであり、市内の各地域で推進協議会を設置し、協議会主体の地域自治を進めてきました。しかし、制度発足から10年以上が経過し、制度の在り方をはじめ、さまざまな課題が生じています。これらの課題解決に向けた検証に取り組み、郷づくりのさらなる深化に努めていきたいと考えています。

令和5年度の主な事業としては、「郷づくり交付金事業」があります。加えて、共働推進事業による共働推進会議を継続し、課題の抽出を図っていきます。

3. 健康：健康で生き生きと暮らせるまち

基本方針1. 日常の中での健康づくりの取り組みを推進する

基本方針2. 生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する

基本方針3. すべての人の自己決定や意思尊重を大切にするしくみを育てる

新型コロナウイルスの感染拡大は市民や地域を取り巻く環境を大きく変化させるとともに、社会的弱者に大きなしわ寄せが及ぶこととなりました。市民一人一人が地域社会と接点を持ちながら自分らしい生活を送るという、その人にとってのQOLが尊重されることが、幸せ(ウェルビーイング)の向上につながるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」まちづくりの実現に近づくことでもあります。

その実現に向け、支援が必要な高齢者や障がいのある方に対する介護保険サービスや障がい福祉サービスの提供はもとより、認知症サポーターによる地域支援、小児・AYA世代のがん患者の在宅生活支援、人工内耳装置の購入支援、アピアランスケアに関する支援などを通じて、市民一人一人のQOL向上につなげていきます。

また、令和5年度においては、障がいのある方への相談支援体制の強化を目的に基幹相談支援センターを開設し、障がいの有無や種別等に関わらない総合的・専門的な相談支援や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域や関係機関のネットワークづくりを推進し、さまざまなニーズに対応できる体制を整えていきます。

さらに、郷育カレッジや出前講座による生涯学習の実施、市文化協会や市体育協会の活動を通じた活躍の機会の創出など生きがい増進につながる取り組みのほか、海という自然資産を活用した本市ならではの取り組みである海洋性スポーツの実施を通じて、小学生の心身の健全育成に資する取り組みも進めていきます。

体の健康、心の健康、生き甲斐、尊厳など、このテーマ別目標像に分類される事業は多岐にわたりますので列記しますが、「こころの健康相談事業」「親子野外活動支援事業」「高齢者デジタル活用推進事業」「読書まつり事業」「子ども司書養成事業」「福津市地域婦人会活動支援事業」「青少年の非行防止事業」「生涯学習サークル事業」「公民館主催生涯学習講座事業」「基幹相談支援センター事業」「認知症サポーター養成事業」「こころと生き方の相談事業」「手話奉仕員養成研修事業」「男女共同参画宣言都市20周年事業」「障がい児通所支援事業」「無料法律相談事業」「障がい者ふれあい事業」「生活困窮者自立支援事業」「福祉タクシー料金助成事業」などがあります。

4. 安全安心：安全・安心・快適に住み続けられるまち

基本方針1. 災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する

基本方針2. 暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する

基本方針3. 社会資本の有効活用と改善の推進体制を整備する

道路は市民生活を支える最も基礎的なインフラの一つです。市道や道路橋の維持管理や老朽化対策を計画的に行っていきます。市道維持事業では特に状態が悪い箇所をスポット的に修繕していますが、令和5年度は道路ストック修繕更新事業にて古壺作・八丁間線の舗装更新工事を行う予定です。また、通学路に対する安全対策は、全国的な課題として取り上げられており、本市も児童・生徒が増加している中、安全施設の設置や速度規制など、警察等の関係機関と連携して取り組みの推進を行っていきます。

また、高齢化・過疎化の進行が懸念される中、市街地部と縁辺部の交通における地域間格差を是正するとともに、生活利便性の向上や各地域のニーズに合った、効率的で持続可能な公共交通網の形成についても引き続き取り組んでいきます。

さらに、強風による海岸の砂の飛散から住環境や農作物を守るための取り組みも引き続き進めます。災害への備えにつきましては、近年、全国各地で発生する大規模災害の教訓を対岸の火事とせず、わがまちの防災・減災の取り組みを進めていかななくてはならないと考えています。

市民の生命や財産を守るため、令和4年度に策定した「国土強靱化地域計画」に基づき、令和5年度においてはその着実な進行を図っていきます。総合防災マップに避難情報の変更や洪水想定区域図の公表などの最新情報を加えた更新を行い、全戸配布を行うことで適切な避難行動を促します。

また、生活道路の交通利便性の向上のほか、前述の道路や橋梁の維持管理に加え、災害時に緊急車両の通行に支障を来さないよう、市道や橋梁の修繕や維持管理、狭あい道路の整備を行い、必要な幅員の確保等にも努めていきます。その中でも通学路に対する安全対策は、全国的な課題として取り上げられており、本市も児童・生徒が増加している中、関係機関と連携して、安全対策の取り組みの推進を行っていきます。

さらに、万が一災害が発生した場合には速やかに日常生活を取り戻すことができるよう、ハード面・ソフト面双方で必要となる備えを進めるとともに、特に雨水対策に対応するための組織体制を令和5年度に構築し、必要な取り組みの検討を進めます。

J R 東福間駅に隣接する東福間団地や若木台団地が開発からおおよそ50年が経過し、高齢化が進んできていることから、その対策を進めます。

地域の方々が今後も安心して生活できる環境を維持し続けるためには、住み替えの推

進など子育て世代をはじめとした若い世代をこの地域に呼び込む取り組みが重要です。大規模開発団地の整った都市基盤や住居環境を生かしながら、地域の魅力や生活利便性の向上に繋がる取り組みを郷づくり協議会、駅周辺の商業ビル所有者、閉店している大型スーパーの所有者等との官民共同で進め、地域の活力となる世代の維持・増加を目指します。

その他新年度には「津丸踏切改良事業」「マンション管理適正化推進計画策定事業」などを実施します。

5. 環境保全：自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち

基本方針1. 受け継がれてきた自然を守り、育てる

基本方針2. 福津の環境を受け継ぐ子孫のために、地球温暖化を緩和する

基本方針3. 快適な生活環境をつくる

基本方針4. 環境を守るための地域共働のしくみをつくる

本市が誇る自然や歴史・文化資産は、これまで郷づくり活動や市民活動、ボランティア活動によりその価値を維持してきました。これらの資産について、保全を前提としながら積極的に活用していくことは、第1次産業の振興や観光振興にもつながるものであり、本市の強みとして市外にアピールするためにも非常に重要です。

自然環境の保全は市民共働無くしてはできないことから、うみがめ課を令和5年度から新たに設置する市民共働部に移し、市民共働による環境保全の在り方の検討を進めていくほか、令和4年度のゼロカーボンシティ宣言に基づく温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの検討を進めます。

また、本市の豊かな生物多様性を保全するため、行政、市民、関係団体、教育機関、事業者が共に学ぶ機会を提供するシンポジウムや、市内での環境保全活動の取り組みを紹介する展示、体験イベント及びステージイベントによる世代間交流事業並びに教育機関等における環境学習を実施します。

文化・歴史資産の継承を進めるにあたっては、これまでに発掘した文化財を資料として取りまとめ、活用する方法について、検討を進めていきます。

このテーマ別目標像5の主な事業は「福津市生物多様性地域戦略推進事業」「環境フォーラム開催事業」「市史活用事業」などです。

6. 地域産業：地域の産業が経済を支えるまち

基本方針1. 農水産業分野の収益性を向上させ、担い手を育てる

基本方針2. 多様な産業が連携し、地産地消を促進する

基本方針3. 起業・継業促進と事業所誘致で、働く場を増やす

本市の第1次産業は基幹産業として高いポテンシャルを持っており、本市の魅力を積極的にPRしていく上で欠かせない分野の一つであるとともに、観光業と両輪で市内の経済活性化を牽引するための重要な要素でもあります。今後もそのポテンシャルをさらに高める取り組みや消費拡大・販売促進といった取り組みをより一層進めていく必要があります。

農業分野においては、新期就農者に対しては就農計画の作成支援や就農時の資金支援を、担い手の育成につながる取り組みとしては、生産性の向上と経営安定のために機械等の導入補助をする活力ある高収益型園芸産地育成事業や水田農業担い手機械導入支援事業を行います。また、農産物の生産性向上に向けた農地の集積化・集約化の検討を行うとともに、農業用水利施設等の継続的な維持管理が図れるよう支援していきます。

その他、農業振興に関する事業としては、福津市の農業の将来のあり方である地域計画の策定、また農地・農道・農業用水路の保全管理を支援するなどの「農業多面的機能支払交付金事務」「県営ため池整備負担事業」「農業経営基盤強化推進対策事業」「農政振興補助事業」などがあります。

水産業分野でも、漁獲高の安定を図るために漁場の改善や監視作業、牡蠣の養殖及び新規商品開発を支援するために水産振興補助金を交付して、継続的に水産振興を図っていきます。

また、地域経済の活性化に大きく関わる商工分野においては、令和5年度にこれまでの「地域振興部」を「経済産業部」として改組し、経済産業部内に専門部署として「商工振興課」を新たに設置するとともに、近年の物価高騰やコロナ禍の影響のほか、事業承継などさまざまな課題に直面している市内の事業所等に対し、支援に取り組んでこられている市商工会に伴走する形で市も引き続き支援します。さらに、市内での創業支援や中小企業向けの経営改善支援にも取り組んでいきます。

7. 観光振興：福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち

基本方針1. 国内外の人が何度も訪れたい魅力を磨く

基本方針2. 観光拠点を整備し、観光消費額を拡大する

基本方針3. ブランドの構築や管理、販売促進のための活動を強化する

本市の強みを直感的に分かりやすくアピールできる観光施策は、地域総体産業として取り組み、市外に情報発信することで観光客の誘客へとつなげ、観光消費額の増加による地域経済の活性化や関係人口の増加、ひいては定住人口の増加を期待できる、今後の持続可能なまちづくりを進める上で非常に重要な取り組みであると捉えています。

観光PRやイベント開催等の事業を展開しているふくつ観光協会が今後展開していく来訪客への観光メニューの提供や、ビーチハウスを観光拠点としていくための取り組みを支援します。

加えて新年度は「九州観光機構」に自治体として加盟し、マーケティング機能を強化します。令和6年度にJRグループ6社での観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーンが福岡県・大分県で開催されますので、この機を逃さず我が福津市もコミットするために令和5年度に宣伝の促進など準備を行います。

また、本市が誇る農水産物を観光振興を支える大きな要素と捉え、その消費拡大や販売促進につながる取り組みを地域商社「福津いいざい」を中心に展開することで、観光振興、産業振興を目指します。

「商工振興課」と同様、令和5年度より経済産業部内に新たに「観光振興課」を設置して観光施策を推進する体制を整備するとともに、「ひかりのみちDMO福津」による観光施策実現のための事業の企画立案や市観光協会による事業実施に一丸となって取り組んでいきます。

本市の観光資源の一つである海岸は、近年「かがみの海」として広く知られてきています。観光資源としての魅力を今後も維持していくために、必要な環境保全に取り組んでいきます。

8. まちづくり計画推進にあたっての基本的な考え方

D Xの推進につきましては、令和7年度末を目標に国が進めている地方自治体の情報システムの標準化・共通化に向けて、令和5年度・6年度を準備期間として位置付け、必要な組織体制を整備して取り組みを進めてまいります。

また、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想の趣旨に沿った地域の課題解決や市民の利便性向上につながるD Xの活用方法の検討をはじめ、D Xの基盤であるマイナンバーカードの普及促進や高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマホ教室の開催などに引き続き取り組みます。

人口増加に伴い、交通渋滞の緩和等をはじめとしたさらなる都市基盤の整備が必要となっています。そのための新たな財源として、都市計画税の導入について検討を開始します。

公共施設の使用料の見直しについては、受益者負担の適正化について施設利用者のご理解を頂きながら、単に使用料を上げるだけにとどまらず、施設の質の向上に資するような取り組みを進めてまいります。

県施設を市が委託を受けて管理運営している大峰山キャンプ場は、利用者の減少、施設の老朽化、毎年赤字経営で市の財政的負担になる等の課題がある中、コロナ禍で3年ほど閉場していました。その中で、魅力あるキャンプ場へと変革することを目指して、令和5年度は、観光的要素を取り入れた企画、地域資源を生かした事業展開、収益を生み、地域産業の活性化につながる取り組みについて、民間活力を導入した利活用を模索していくことを計画しています。

令和4年4月から閉館している市福祉会館「潮湯の里夕陽館」につきましては、行財政集中改革プランの通り民営化に向けて取り組んでおり、市民意見の募集や民間事業者へのサウンディング調査を行いました。現在、市民アンケートでいただいた貴重な意見やアイデア一つ一つを大切な声として受け止めながら、一方で、民間事業者のニーズに即した現実的な利活用の方法を検討しており、令和5年度に事業者の選定を行うことを目指しています。

津屋崎行政センターにつきましては、昨年度実施した窓口利用者へのアンケートや津屋崎エリアの3つの郷づくり推進協議会の意見聴取の結果等をふまえ、現状の行政機能を継続しつつ、サービス内容については今後も引き続き検討していきます。

わかたけ広場については、老朽化して一部使えない施設の解体をしますが、中央公民館の機能について再検討を進めるなかで、広場の活用についても併せて検討していきます。

むすびに、市民をはじめ、地方自治における二元代表制の一翼としての機能を担い、市民負託の代表機関である福津市議会におかれましても、市政発展と市民福祉・教育環境の整備などに何卒、ご提言ご指導賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和5年2月20日

福津市長 **原崎智仁**